

Q1 補助対象となるV2H機器はどこで確認できますか？

A1 一般社団法人次世代自動車復興センターのホームページ「V2H充放電設備」→「補助対象機器一覧（PDF）」で確認できます。URL：<https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html>

※令和6年度対象機器については国の支援事業詳細が公開後、上記URL等を更新予定。

Q2 申請の受付は先着順ですか？

A2 先着順にて行います。申請期間内であっても予算を超える申請があった場合は申請受付を締切の場合があります。その場合は、本市ホームページにてあらかじめお知らせいたします。

Q3 居住していない所有住宅（別荘等）に対象システムを設置します。補助対象となりますか。

A3 居住していない住宅への設置工事は対象となりません。

Q4 借家にV2Hを設置する場合は、誰が申請者になりますか？

A4 借家の場合は、住宅を所有する方が交付申請してください。この場合、仙台市にお住まいの所有者に限ります。申請に必要な書類については別途お問い合わせください。

Q5 住宅が共同所有等の場合はどうすればいいですか？

A5 V2Hを設置する住宅について、申請者以外の方との共有名義の場合は、共同所有者の同意書が必要です。

Q6 事業所（店舗や事務室など）への設置は対象になりますか？

A6 対象となりません。店舗兼住宅の場合は、登記簿謄本等のご提出をいただくことがありますので、仙台市環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。

Q7 既に工事に着手してしまいました。補助金の対象になりますか？

A7 交付決定前に工事に着手したものは補助対象となりません。工事着手前の申請が必要です。V2Hの発注（購入）および工事開始は、交付決定日以降としてください。

Q8 中古品を設置する場合は対象になりますか？

A8 対象となりません。補助の対象になるのは新品に限ります。

Q9 リース品は対象になりますか？

A9 対象となりません。

Q10 電気自動車を所有していませんが、補助金は受けられますか？

A10 電気自動車を所有していなくても、要件を満たしていれば補助対象となります。その場合、交付申請において購入予定の電気自動車等を記載してください。

Q11 V2Hと太陽光発電システムが連携しているとはどのような状態ですか？

A11 太陽光発電システムで発電した電気がV2Hを介して、電気自動車等に充電することが可能な状態です。連携の状態を確認するため、実績報告時はモニター画面の写真や電気の流れが分かる写真、配線図面等を提出していただきます。

Q12 太陽光発電システムとV2Hを同時に導入する場合、条件はありますか？

A12 V2Hと太陽光発電システムを連携する場合は、実績報告書の提出日までに太陽光発電システムとV2Hを連携できるようにしてください。連携が確認できない場合、補助上限金額は10万円となります。

Q13 申込みに必要な様式はどこで入手できますか？

A13 仙台市ホームページからダウンロードすることができます。インターネットを使用できない場合は、仙台市環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。

Q14 市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」「同意しない」はどのようなことですか？

A14 要綱において「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納税状況を確認します（2週間程度かかります）。「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行。手数料300円）を申請書に添付してください。

Q15 FAXによる申請書類の提出は可能ですか？

A15 FAXによる提出は受付できません。郵送又は持参により提出してください。

Q16 申請書類は申請者本人以外が提出してもよいですか？

A16 申請者本人でなくても、本人から依頼された手続代行者であれば可能です。ただし、補助金の申請行為は申請者本人に帰属することから、申請者名や印鑑は本人のものである必要があり、また書類の修正等にも本人の訂正印が必要です。また、交付決定通知等の書類は本人宛に送付します。

Q17 V2H充放電設備を複数基設置しますが、複数基に補助は交付されますか？

A17 1基分のみ補助対象となります。

Q18 交付決定後に工事内容を変更する場合はどうすればよいですか？

A18 補助対象機器の種類を変更する場合や、交付決定を受けた補助金の額が変更となる場合には工事着手前に変更承認申請書を提出し承認を得る必要があります。

Q19 交付決定後に工事を取り止める場合はどうしたらよいですか？

A19 工事を取り止める場合は、中止・廃止承認申請書を提出し承認を得る必要があります。

Q20 国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？

A20 可能です。ただし、国や県等から受けた補助金の金額を補助対象経費から控除します。

※他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の窓口にご確認ください。

Q21 仙台市の実施する「せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）」との併用は可能ですか？

A21 「せんだい健康省エネ住宅補助金（新築向け）」の ZEH+ の選択要件にて V2H を導入した場合、仙台市家庭向け V2H 充放電設備設置費補助金との併用はできません。

※他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の窓口にご確認ください。